

中皮腫、原発性肺がんなどの
石綿関連疾患の疑いのある患者さんを
ご担当されている医師の方へ

石綿ばく露歴などのチェック表

- 労働者として石綿にさらされる業務に従事したことが原因で中皮腫、原発性肺がんなどの石綿関連疾患を発症したと認められる場合には、労災補償を受けることができます。

※ 石綿関連疾患については最終頁参照

- 石綿関連疾患は、石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長いため、発症した疾病の原因が石綿であると気づかず、労災請求が行われないおそれがあります。
- ご担当の患者さんが石綿にさらされる業務に従事していた場合やその可能性が疑われる場合には、このチェック表をご活用いただき、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続を問い合わせることをお勧めしてください。

～ 石綿疾患労災請求指導料を創設しました ～

石綿関連疾患の診断と労災請求を促進するため、石綿関連疾患の診断を行い、問診で業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求をお勧めいただいた結果、患者さんが労災請求を行い、労災認定された際には、労災診療費として450点の算定が認められます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp>

整理番号：
名前：
初診年月日：
記事：

I 学校を卒業してから現在に至るまでの職業歴

在学中のアルバイトや主たる仕事のほかに短時間の副業を行っていた場合には、それらも含めてできる限り聴取してください。

会 社 名	会 社 の 所 在 地 (市町村)	業 種	職 種	仕事で 取り扱った 材料・設備	仕事に従事 した期間 (年月～年月)

※ 自営業の場合には、会社名の欄に自営と記入してください。

Ⅱ 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務で石綿にさらされていた可能性があります。

- ☐ 建築物の補修または解体作業（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 石綿製品の製造工程における作業（例：石綿紡織製品、石綿スレートなどの石綿セメント製品、自動車のブレーキライニング、石綿フェルトなどの製造）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 断熱や保温のための被覆作業、その補修作業（例：「断熱パッドの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管への断熱材の巻きつけ、取りはがし」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け・取り外し」）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 鉄鋼製の船舶や車両の補修、解体作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ スレート板などの難燃性の建築材料を切断するなどの加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 倉庫内などでの石綿原料・製品の袋詰め、または運搬作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 耐火建築物にかかわる鉄骨などへの石綿、石綿を含有する岩綿などの吹付け作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ タルクなどの取扱い作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 石綿鉱山またはその附属施設で行う石綿を含有する鉱石や岩石の採掘、搬出、粉碎、その他、石綿の精製に関連する作業
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）
- ☐ 上記の作業が行われている場所の周辺などでの作業（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）
（ 年 月 ～ 年 月： 年 月間）

医師の所見

Ⅲ 労災補償制度のご案内

(1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症し、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償（療養補償給付）
- ・ 賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- ・ 遺族に対する補償（遺族補償給付）

(2) 石綿による疾病の認定基準の概要

ア) 石綿との関連が明らかな疾病として労災補償の対象となるものは、次の5疾病です。

石綿肺[※] 肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚

※ じん肺法に規定するじん肺管理区分が管理4に該当するもの、または石綿肺に合併したじん肺法施行規則に掲げる疾病

イ) このうち、中皮腫・肺がんについては、次に該当する場合に業務上の疾病として労災補償を受けることができます。

(ア) 中皮腫（胸膜、腹膜、心膜、または精巣鞘膜の中皮腫）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合

(イ) 肺がん（原発性肺がん）

- ・ じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見が得られている場合
- ・ 胸部エックス線写真、胸部CT検査などにより胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上ある場合
- ・ 広範囲の胸膜プラークの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 石綿小体または石綿繊維について一定の所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上ある場合
- ・ 労災の認定要件を満たすびまん性胸膜肥厚を併発している場合
- ・ 石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事した場合

石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造、または取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

石綿による疾病の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、こちらでも受け付けています。

労災保険相談ダイヤル 0570-006031（平日9:00～17:00）

※ ご利用には通話料がかかります。